平成２６年（フ）第１７７号
兵庫県芦屋市浜町７番４号　101号、開始決定時の住所神戸市長田区宮川町４丁目８番地の１　102号
破産者　石原　和善
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７１号
和歌山県岩出市野上野343番地の17、開始決定時の住所和歌山県紀の川市古和田373番地
破産者　岩田　親次
1　決定年月日　平成27年４月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１９号
福岡県八女市忠見568番地
破産者　笹淵　良昭
1　決定年月日　平成27年４月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２５年（フ）第５３号
長崎県佐世保市瀬戸越町1215番地２、旧住所長崎県佐世保市柚木町1917番地13
破産者　篠崎　　剛
1　決定年月日　平成27年４月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１７７号
奈良県天理市前栽町359－３　ボヌール仲嶌Ａ棟201、住民票上の住所奈良県天理市蔵之庄町284番地
破産者　北田　啓子
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１７８号
奈良県天理市前栽町359－３　ボヌール仲嶌Ａ棟201、住民票上の住所奈良県天理市蔵之庄町284番地
破産者　北田　和生
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第５１号
島根県出雲市中野町877番地５
破産者　福留　　潤
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第５８号
神奈川県川崎市高津区子母口1067番地12、開始決定時の住所山形市江俣２丁目６番13号
破産者　齋藤　滋夫
1　決定年月日　平成27年４月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５３６号
川崎市多摩区生田１丁目20番24―202号
破産者　小田　順藏
1　決定年月日　平成27年４月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１６１７号
名古屋市守山区鳥羽見２丁目５番17号
破産者　山宮政敏こと　崔　　政敏
1　決定年月日　平成27年４月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６６１号
名古屋市緑区篠の風３丁目256番地　パティオクラブ滝の水305号
破産者　伊藤　　誠
1　決定年月日　平成27年４月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４６６号
兵庫県加古川市野口町水足686番地の１コーポＴＭＹ103号、従前の住所兵庫県加古川市尾上町今福347番地の17
破産者　土居　道正
1　決定年月日　平成27年４月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３４２号
熊本市東区長嶺西２丁目15番14号、開始決定時の住所熊本市中央区帯山４丁目28番20号
破産者　吉田　　了
1　決定年月日　平成27年４月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３４３号
熊本市東区長嶺西２丁目15番14号、開始決定時の住所熊本市中央区帯山４丁目28番20号
破産者　吉田　伸一
1　決定年月日　平成27年４月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１１７号
静岡県沼津市上香貫二瀬川町1599番地の７
破産者　市川　芳夫
1　決定年月日　平成27年５月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第１１号
開始決定時の住所・最後の住所島根県大田市大田町大田イ860番地３　石東病院内、住民票上の住所島根県大田市大田町大田ロ215番地１コーポむつのぶ３－101
破産者　亡川内勉相続財産
1　破産債権の届出期間　平成27年５月28日まで
2　一般調査期日　平成27年６月30日午後１時10分
平成27年４月28日　松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第１２０７号
京都市中京区壬生森町66番地
破産者　星野　　孝
1　破産債権の届出期間　平成27年５月29日まで
2　一般調査期日　平成27年６月24日午前10時40分
平成27年４月30日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３９号
京都府福知山市昭和町７番地
破産者　大槻　浩二
1　破産債権の届出期間　平成27年６月４日まで
2　一般調査期日　平成27年６月18日午後３時
平成27年４月30日
京都地方裁判所福知山支部破産係